

## 平成30年度税制改正(地方税の申告手続の電子化促進措置)

経済社会のICT化等を踏まえ、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、国税と同様に、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図ることとする（平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用）。

- 次の内国法人は、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の納税申告書（確定申告書、中間申告書及び修正申告書をいう。）の提出を電子的に行わなければならないこととする。

（注1）電子的に提出を行わなければならない範囲には、申告書の添付書類も含むこととする。

人 格	基 準
普通法人（相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除く。）、 公共法人、公益法人等及び協同組合等	各事業年度の開始の日における資本金の額 又は出資金の額が1億円超が対象

（注2）相互会社、投資法人及び特定目的会社、並びに国・地方公共団体（地方消費税のみ）は上記の基準にかかわらず対象。

- 申告データの円滑な電子提出のための環境整備として、以下の見直しを行う。

### ① 提出情報等のスリム化・提出先のワンストップ化

- 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化

法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携を行い、それにより法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要とする。

※ その他の法人税関係書類（法人税申告書等）についても、国税・地方税当局間の情報連携を推進する。

### ② 認証手続の簡便化

- 法人の認証手続の簡便化

- (1) 法人事業税の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印のみで足りることとする（書面申告も同様）。
- (2) 法人が行う電子申告に付すべき電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とする。

※ (1)については鉱産税についても同様。

上記のほか、電子的提出が困難な場合に例外的に書面申告を可能とする措置や、提出方法の拡充等について、企業の意見や地方団体の課税実務を十分に伺いながら、国税における措置等を踏まえ、引き続き検討。